

1 基本情報

事業名称	西区交通安全推進事業				
事業目的	西区における交通事故を防止し、区民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。				
事業概要	西区役所、西堺警察署、西堺交通安全協会及び西区自治連合協議会が連携・協力し、交通安全啓発に係る取組を行う。				
実施主体	西区役所、西堺警察署、西堺交通安全協会、西区自治連合協議会	実施場所	堺市西区内	実施時期	令和7年度

2 設定指標

活動指標	交通安全にかかる協議の実施回数		R4	R5	R6	R7
		目標	9	9	9	9
		実績	10	10	10	10
成果指標	西区の交通事故件数		R4	R5	R6	R7
		目標	0	—	—	400
		実績	476	514	504	455 (暫定値)

3 事業評価

決算額 300,000 円

①妥当性	○	②費用対効果	○	⑤総合評価	○	評価基準
交通事故件数が市内でも依然として高い水準にある。西区役所、西堺警察署、西堺交通安全協会及び西区自治連合協議会が連携・協力して啓発を行うことは、事故防止と安全意識向上の観点から必要性が高い。		関係機関が役割分担し、既存の地域ネットワークや不特定多数の方が来る機会を活用することで、限られた予算の中で継続的な啓発活動を実施できており、効率的な事業運営となっている。		令和8年4月から自転車に交通反則通告制度が導入されること、また西区内では高齢者の自転車事故が発生していることを踏まえ、自転車の交通事故防止を中心に啓発を実施し、区民の交通安全意識の向上に寄与した。		◎：非常に高い水準で達成 ○：十分な水準で達成 △：達成度が限定的 ×：達成されていない －：評価対象外
③庁内・公民等連携	○	④区の計画への寄与度	○			
西区役所、西堺警察署、西堺交通安全協会及び西区自治連合協議会がそれぞれの強みを活かし交通安全街頭啓発など交通事故防止に取り組む体制を構築している。		地域ぐるみで交通事故防止への取組を推進することは「西区みらい指針」の取組の方向性の一つ「安全・安心のまちをみんなで創る」に直結する取組となっている。				

4 課題と対応方針及び今後の方向性

課題	西区における交通事故件数は、平成27年から減少傾向だが、市内他区と比べると令和7年で堺区に次いで2番目に多い件数となっている。	今後の方向性	継続
対応方針	交通事故のない安全・安心な地域の実現にむけ、今後も西区役所、西堺警察署、西堺交通安全協会及び西区自治連合協議会が連携・協力し、地域ぐるみで交通事故をなくす機運を醸成する取組を進めていく。		